

## 仙台市障害福祉計画（第6期）・仙台市障害児福祉計画（第2期） 中間案骨子

### 第1章 計画策定の概要

#### 1 趣旨

本市では、平成30年3月に「仙台市障害者保健福祉計画（計画期間は平成30～令和5年度）」、「仙台市障害福祉計画（第5期）」及び「仙台市障害児福祉計画（第1期）」（いずれも計画期間は平成30～令和2年度）」の3計画を策定し、障害福祉施策の充実に努めてきました。

令和2年度には、「仙台市障害者保健福祉計画」の中間評価を実施し、各施策の課題を整理するとともに、後期計画期間（令和3～5年度）に取り組むべき施策の方向性について検討を行いました。

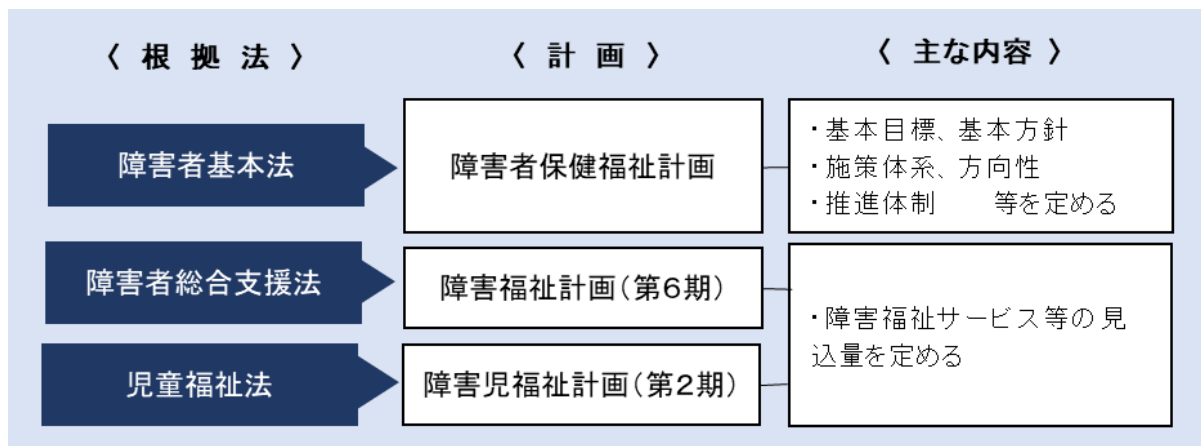
障害者保健福祉計画に関する検討の結果を踏まえ、また、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和2年5月19日 厚生労働大臣告示）」に基づき、「仙台市障害福祉計画（第6期）」及び「仙台市障害児福祉計画（第2期）」（いずれも計画期間は令和3～5年度）を策定します。

#### 2 位置づけ

##### （1）法令根拠

障害福祉計画（第6期）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に定める「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（市町村障害福祉計画）」であり、障害福祉サービスの見込量及びそれを確保するための方策等を定めるものです。

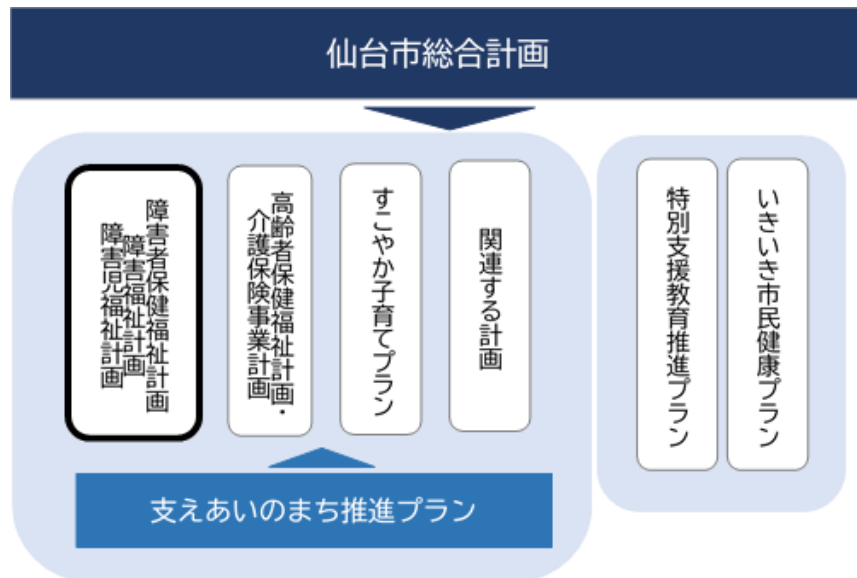
また、障害児福祉計画（第2期）は、児童福祉法第33条の20第1項に定める「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画（市町村障害児福祉計画）」であり、障害児通所支援等の見込量やそれを確保するための方策等を定めるものです。



## (2)本市の他計画等との関係

「仙台市基本計画」が目指す都市の姿の一つとして掲げる「多様性が社会を動かす共生のまち」の実現に向けて、その他各種関連計画と緊密に連携し、施策を推進していきます。

【図：計画の位置づけ】



## 3 対象

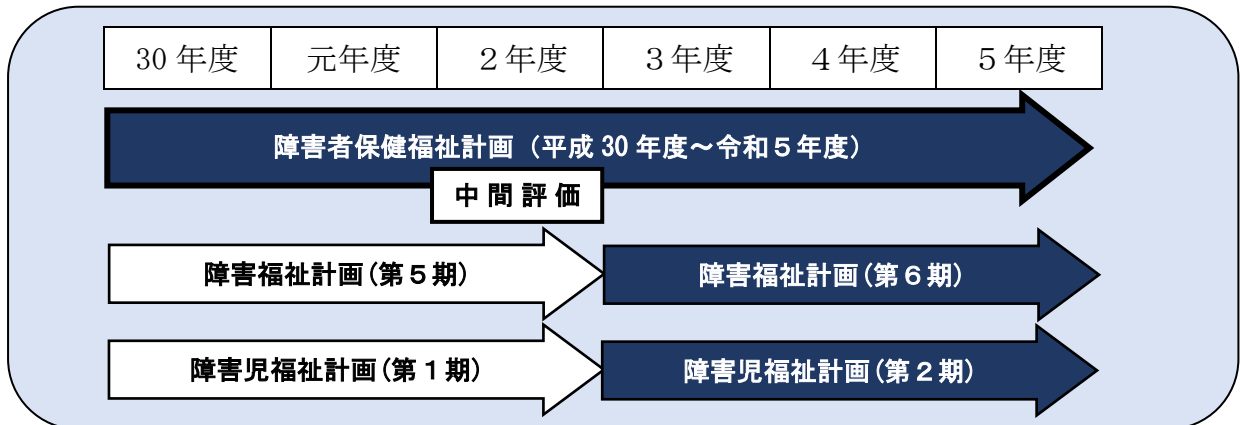
「障害者基本法」において障害のある方を定義する、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」を対象とします。

また、本市がこれまで支援の対象としてきた、難病や高次脳機能障害等多様な障害のある方や、福祉制度の谷間にある方及びその家族等についても引き続き対象とします。

併せて、障害のあることで生きづらさを生み出す社会環境そのものを変えていく施策についても進めていきます。

## 4 計画期間

障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。



## 5 SDGs との関係【新設】

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、2015年（平成27年）に国連総会で採択された、持続可能でより良い世界を目指すための2030年度（令和12年度）までの国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成され、誰一人取り残さないことを理念に、環境、経済、社会等をめぐる課題に世界全体で取り組むものとされています。

障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）では、「仙台市SDGs（持続可能な開発目標）推進方針」に基づき、計画に関連する主な目標を以下のとおり定めま



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



各国内及び各国間の不平等を是正する



包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

## 第2章 障害のある方を取り巻く現状

- 1 社会の動き
- 2 本市の現状
- 3 前期計画期間（平成30年度～令和2年度）の振り返り

中間評価報告書より抜粋

## 第3章 到達目標

国の基本指針に示された見込量の確保に係る目標事項について、本市の障害福祉計画（第5期）及び障害児福祉計画（第1期）中の実績等を踏まえ、到達目標（※）を設定します。

※国の基本指針においては成果目標と表現されていますが、国が設定した目標との違いを明確にするため、本市では到達目標と表現しています。

### 【一覧】

<b>(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行</b>
①施設入所者の地域生活への移行者数
②施設入所者
<b>(2)地域生活支援拠点等が有する機能の充実</b>
<b>(3)福祉施設の利用者における一般就労への移行等</b>
①福祉施設の利用者における一般就労への移行者数(全体)
②福祉施設の利用者における一般就労への移行者数(就労移行支援)
③福祉施設の利用者における一般就労への移行者数(就労継続支援A型)
④福祉施設の利用者における一般就労への移行者数(就労継続支援B型)
⑤就労定着支援事業の利用者数
⑥就労定着支援の就労定着率
<b>(4)障害児支援の提供体制の整備等</b>
①児童発達支援センターの設置
②保育所等訪問支援の利用体制
③重症心身障害児に対する支援
④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
<b>(5)相談支援体制の充実・強化等</b>
<b>(6)障害福祉サービス等の質の向上</b>
①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
②指導監査結果の関係市町村との共有

## (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

### ①施設入所者の地域生活への移行者数

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2年8月末	R3	R4	R5
令和5年度末までに、令和元年度末時点の全施設入所者数の545人のうち17人(3%)の地域生活への移行を目指す人	3	5	1	5	6	6

- ▶ 国指針では、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本に、令和2年度末までに現計画の数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とすることとしています。
- ▶ 国指針による目標の達成が困難なため、過去5年間の平均を基に目標値を算出し(14人)、現計画目標未達成割合(3人)を追加します。

### ②施設入所者数

令和5年度末時点において、令和2年度見込人数(537人)から横ばいの人数で見込む。

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2年8月末	R3	R4	R5
人	537	545	544	537	537	537

- ▶ 国指針では、令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上を削減することを基本に、令和2年度末までに現計画の数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とすることとしています。
- ▶ 国指針による目標の達成が困難なため、目標値を令和2年度見込人数から横ばいと設定します。また現計画目標未達成割合については追加しません。

## (2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2年8月末	R3	R4	R5
令和5年度末までに、地域生活支援拠点を確保する。また、その機能の充実のため、運用状況の検証・検討を年1回以上行う。【国指針の通り】 設置				設置	設置	設置
検証・検討の回数				1	1	1

## (3) 福祉施設の利用者における一般就労への移行等

### ①福祉施設の利用者における一般就労への移行者数

(全体：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)

令和5年度末時点において、就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績である280人の1.27倍(356人)以上とすることを旨とする。【国指針の通り】

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2年8月末	R3	R4	R5
人	276	280	95	318	337	356

- ▶ 国の指針では、令和2年度末において現計画の数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とすることとしています。目標を達成する見込であることから、未達成割合の加算は行いません。

②福祉施設の利用者における一般就労への移行者数（就労移行支援）【新設】

--

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2年8月末	R3	R4	R5
令和5年度末時点において、一般就労への移行者数を令和元年度実績である249人の1.30倍（324人）以上とすることを249目指す。【国指針の通り】	226	249	286	287	306	324

- ▶ 国の指針では、令和2年度末において現計画の数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とすることとしています。【国指針の通り】

③福祉施設の利用者における一般就労への移行者数（就労継続支援A型）【新設】

--

令和5年度末時点において、一般就労への移行者数を令和元年度実績である7人の概ね1.26倍（9人）以上とすることを9目指す。【国指針の通り】

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2年8月末	R3	R4	R5
人	18	7	3	7	8	9

④福祉施設の利用者における一般就労への移行者数（就労継続支援B型）【新設】

令和5年度末時点において、一般就労への移行者数を令和元年度実績である22人の概ね1.23倍（28人）以上とすることを22目指す。【国指針の通り】

--

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2年8月末	R3	R4	R5
人	27	22	5	25	27	28

### ⑤就労定着支援事業の利用者数【新設】

--	--	--	--	--	--	--

単位	前期実績				今期目標	
	H30	R1	R2年7月末	R3	R4	R5
人	95	150	156	178	201	227

令和5年度末時点において、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数である324人のうち7割（227人）が就労定着支援事業を利用することを指す。【国指針の通り】

### ⑥就労定着支援における就労定着率【新設】

--	--	--	--	--	--	--

令和5年度末時点において、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを指す。【国指針の通り】

単位	前期実績				今期目標	
	H30	R1	R2年8月末	R3	R4	R5
%		69.2	69.0	70	70	70

- ▶ 就労定着支援事業は平成30年4月の障害者総合支援法改正により新たに創設された事業のため、令和元年度からの実績を記載しています。

## （4）障害児支援の提供体制の整備等

### ①児童発達支援センターの設置

令和5年度末までに、設置済みの児童発達支援センターについて、支援の質の向上を目指す。

- ▶ 国指針では、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1ヵ所以上設置することを基本とすることとしていますが、本市では令和元年度末時点ですでに設置済みであるため、支援の質の向上を目指します。

令和  
援機能の充実を目指す。

### ②保育所等訪問支援の利用体制

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1ヵ所以上確保することを目指すとされていますが、本市では既に達成済みであるため、それを上回る目標を設定します。



### ③重症心身障害児に対する支援

単位	前期実績				今期目標	
	H30	R1	R2年8月末	R3	R4	R5
設置済 区数(事業所数)	4区 (8カ所)	3区 (9カ所)	4区 (10カ所)	4区 (10カ所)	4区 (10カ所)	5区 (11カ所)

- ▶ 国指針では、令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを目指していますが、本市では既に達成済みであるため、それを上回る目標を設定します。

### ④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置【新設】

令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーター登録者数を、令和元年度末実績の6人から13人程度に増加させることを目指す。

単位	前期実績				今期目標	
	H30	R1	R2年8月末	R3	R4	R5
人	0	6	11	11	12	13

- ▶ 国指針では、令和5年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とすることとしています。
- ▶ 協議の場及びコーディネーターは既に設置済みであるため、それを上回る値を設定します。

## (5) 相談支援体制の充実・強化等

令和  
制の

- ▶ 基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点の取組を通じて、関係機関との連携を強化し地域課題を共有することで、市・区自立支援協議会のさらなる活性化を図ります。
- ▶ また、基幹相談支援センターにおいて、相談支援事業所等の相談支援従事者

## (6) 障害福祉サービス等の質の向上

が、より的確な支援を展開するためのサポートを行い、地域の相談支援体制の充実を図ります。

### ①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用【新設】

令和5年度末までに、宮城県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に継続して参加し、支援の質を向上させる。【国指針のとおり】

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2年8月末	R3	R4	R5
人	4	0	0	2	2	2

- ▶ 虐待防止・権利擁護研修及び指定障害福祉サービス事業者等集団指導への本市職員の参加者数を設定します。

### ②実地指導等・集団指導【新設】

令和5年度末までに、実地指導等・集団指導の実施回数の増加を目指す。

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2年8月末	R3	R4	R5
回(実地指導等)	97	70	15	100	100	100
回(集団指導)	1	1	0	2	2	2

- ▶ 国(指針)は、令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるため、指導監査結果の適正な実施とその結果の関係市町村との共有を実施する体制を構築すること等を目標としています。
- ▶ 本市では、障害福祉サービス等の質の向上のためには、実地指導等・集団指導を通し、事業者への指導の充実を図ることが最も効果的と考えることから、上記の目標を設定します。

## 第4章 障害福祉サービス等の見込量及びその確保のための方策

### 1 見込量の推計の考え方

国の基本指針に示された、障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込を定めます。

各サービス等の見込量については、これまでの実績の伸び率を基本として算出していますが、想定される対象者の人数等、今期計画期間中において考慮すべき事項がある場合には、個別の見込量ごとに考慮して算出しています。

### 2 見込量確保のための方策等

見込量を定める以下(1)～(7)の項目それぞれについて、見込量を確保するための方策を記載します。

- (1) 障害福祉サービス
- (2) 相談支援
- (3) 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援
- (4) 発達障害のある方等に対する支援
- (5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【新規】
- (6) 相談支援体制の充実・強化のための取組【新規】
- (7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組【新規】

次回中間案で  
提示

### 3 見込量

#### (1) 障害福祉サービス

	サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
			H30	R1	R3	R4	R5
① 訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間/月	61,723	63,880	70,749	74,750	79,158
		利用者数/月	1,763	1,783	1,891	1,951	2,012
② 日中活動系	生活介護	人日分/月	35,028	36,454	38,800	39,400	39,800
		利用者数/月	1,836	1,856	1,940	1,970	1,990
	自立訓練(機能訓練)	人日分/月	378	451	370	370	370
		利用者数/月	39	45	36	36	36
	自立訓練(生活訓練)	人日分/月	3,629	3,517	3,586	3,586	3,586
		利用者数/月	195	186	191	191	191
	就労移行支援	人日分/月	6,357	6,673	6,780	7,050	7,320
		利用者数/月	430	438	452	470	488
	就労継続支援A型	人日分/月	6,972	7,591	8,322	8,854	9,386
		利用者数/月	349	384	438	466	494
	就労継続支援B型	人日分/月	33,286	36,751	41,888	44,320	46,752
		利用者数/月	2,061	2,266	2,618	2,770	2,922
	就労定着支援	利用者数/月	90	141	178	201	227
	療養介護	利用者数/月	126	127	127	127	127
短期入所(福祉型、医療型)	人日分/月	1,911	1,857	2,230	2,277	2,325	
	利用者数/月	341	356	532	537	542	

	サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
			H30	R1	R3	R4	R5
③ 居住系	自立生活援助	利用者数/月		4	17	17	17
	共同生活援助	利用者数/月	888	1,012	1,160	1,210	1,262
	施設入所支援	利用者数/月	537	545	537	537	537
	地域生活支援拠点等【新設】	設置力所数			1	1	1
		検証・検討の実施回数/年			1	1	1

## (2) 相談支援

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		H30	R1	R3	R4	R5
計画相談支援	利用者数/月	915	993	1,073	1,159	1,252
地域移行支援	利用者数/月	0.3	0.4	9.0	9.0	9.0
地域定着支援	利用者数/月	2.7	3.7	9.0	9.0	9.0

## (3) 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		H30	R1	R3	R4	R5
児童発達支援	人日分/月	4,615	5,266	5,806	6,096	6,401
	利用者数/月	554	642	735	786	842
放課後等デイサービス	人日分/月	19,700	20,442	24,640	26,960	29,500
	利用者数/月	1,673	1,715	2,053	2,247	2,458
保育所等訪問支援【新設】	人日分/月	0	0	10	10	10
	利用者数/月	0	0	5	5	5
居宅訪問型児童発達支援	人日分/月			50	50	50
	利用者数/月			10	10	10
福祉型障害児入所施設 ・医療型障害児入所施設	利用者数/月	40	49	58	58	58
障害児相談支援	利用者数/月	158	169	180	192	205
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	4	6	11	12	13
障害児等保育事業	人	537	591	629	643	650
放課後児童健全育成事業	人	387	338	373	377	373

#### (4) 発達障害のある方等に対する支援

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		H30	R1	R3	R4	R5
発達障害者支援地域協議会の開催	回	4	4	4	4	4
発達障害者支援センターによる相談支援	件	8,848	8,865	8,900	8,900	8,900
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	件	2,813	2,633	2,717	2,800	2,900
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	件	10	8	10	10	10
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数【新設】※	人			150	200	290
ペアレントメンターの人数【新設】	人	27	27	29	31	33
ピアサポートの活動への参加人数【新設】	人	443	497	530	530	530

※ペアレントトレーニング及びペアレントプログラムについて、令和元年度及び令和2年度は準備期間として支援者養成研修を実施。令和3年度以降は、研修を修了した支援者が保護者を対象に実施する。

#### (5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【新設】

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		H30	R1	R3	R4	R5
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	1	1	2	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人/年	15	15	延36	18	18
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	目標設定の有無	無	有	有	有	有
	評価実施回数	0	1	2	1	1
精神障害者の地域移行支援	利用者数/月	0.3	0.4	9.0	9.0	9.0
精神障害者の地域定着支援	利用者数/月	2.7	3.7	9.0	9.0	9.0
精神障害者の共同生活援助	利用者数/月	312	347	396	413	431
精神障害者の自立生活援助	利用者数/月		4	9	9	9

#### (6) 相談支援体制の充実・強化のための取組【新設】

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		H30	R1	R3	R4	R5
総合的・専門的な相談支援	実施の有無			有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	件			252	未定	未定
地域の相談支援事業者の人材育成支援	件			5	未定	未定
地域の相談機関との連携強化の取組	回			61	未定	未定

(7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組【新設】

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		H30	R 1	R3	R4	R5
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	人	4	0	2	2	2
実地指導等の実施	回	97	70	100	100	100
集団指導の実施	回	1	1	2	2	2

(8) 地域生活支援事業

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量			
		H30	R 1	R3	R4	R5	
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	
相談支援事業	実施力所数	16	16	16	16	16	
	基幹相談支援センター設置の有無	無	無	有	有	有	
成年後見制度利用支援事業	制度利用申請件数(障害)	15	20	15	15	15	
<b>意思疎通支援事業</b>							
①手話通訳者派遣事業	派遣人数/年	1,161	1,112	1,190	1,190	1,190	
②要約筆記者派遣事業	派遣人数/年	130	65	65	65	65	
③手話通訳者設置	設置数/年	7	7	7	7	7	
④重度障害者入院時コミュニケーション支援	利用者数/年	42	34	34	34	34	
	利用時間/年	1,309	1,272	1,272	1,272	1,272	
<b>日常生活用具等給付事業</b>							
①介護・訓練支援用具	給付件数/年	97	119	119	119	119	
②自立生活支援用具	給付件数/年	167	172	172	172	172	
③在宅療養等支援用具	給付件数/年	233	239	239	239	239	
④情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	226	248	248	248	248	
⑤排泄管理支援用具	給付件数/年	21,785	23,145	23,645	24,145	24,645	
⑥居宅生活動作補助用具	給付件数/年	30	28	28	28	28	
合計	給付件数/年	22,538	23,951	24,451	24,951	25,451	
① 必須事業	手話奉仕員養成研修事業	養成講習修了者数/年	36	35	40	40	40
	移動支援事業	利用時間数/年	129,908	127,281	128,046	128,430	128,815
		利用者数/年	918	899	976	1,017	1,060
	地域活動支援センター(機能強化事業)	実施力所数	6	6	6	6	6
		利用者数/年	165	211	181	181	181
	地域活動支援センター(基礎的事業)	実施力所数	14	14	13	13	13
		利用者数/年	408	385	397	405	413
	発達障害者支援センター運営事業	実施力所数	2	2	2	2	2
		利用者数	4,391	4,355	4,330	4,410	4,500
	障害児療育支援事業	実施力所数	5	5	5	5	5
	<b>専門性の高い意思疎通支援者養成研修事業</b>						
	①手話通訳者	養成講習修了者数/年	11	5	20	20	20
	②要約筆記者	養成講習修了者数/年	14	20	10	10	10
	③盲ろう者通訳介助員	養成講習修了者数/年	8	14	8	8	8
	④失語症者向け意思疎通支援者	養成講習修了者数/年			8	8	8
<b>専門性の高い意思疎通支援者派遣事業</b>							
①盲ろう者通訳介助員	派遣人数/年	558	493	528	528	528	
	派遣利用時間/年	2,164	1,953	2,277	2,460	2,657	
②広域派遣(手話通訳者・要約筆記者)	派遣人数/年	16	19	18	18	18	
<b>広域的な支援事業(精神障害者支援)</b>							
①地域生活支援広域調整会議等事業	実施の有無	有	有	有	有	有	
②地域移行・地域生活支援事業	ピアスタッフ人数	2	2	2	2	2	
③災害派遣精神医療チーム体制整備事業	実施の有無	有	有	有	有	有	

	サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量			
			H30	R1	R3	R4	R5	
② 任 意 事 業	福祉ホーム事業	実施力所数	2	2	3	3	3	
		利用者数/年	27	29	47	49	49	
	訪問入浴サービス事業	利用者数/年	119	112	114	115	117	
	生活訓練等事業	利用者数/年	617	577	713	713	713	
	日中一時支援事業	回数/年	1,973	2,056	9,612	9,612	9,612	
		利用者数/年	26	17	599	599	599	
	巡回支援専門員整備【新設】	実施児童館数	44	51	50	50	50	
	社会参加促進事業							
	①スポーツ・レクリエーション教室開催事業	参加者数/年	3,428	3,241	3,321	3,321	3,321	
	②芸術・文化講座開催等事業	参加者数/年	13,096	13,066	13,196	13,327	13,461	
	③点字・声の広報等発行事業	利用者数/年	651	622	550	517	486	
	奉仕員養成研修事業							
	①点訳奉仕員	養成研修 修了者数/年	10	11	10	10	10	
	②朗読奉仕員	養成研修 修了者数/年	8	8	10	10	10	

### (9) 地域生活支援促進事業

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		H30	R1	R3	R4	R5
障害者自立(いきいき)支援機器普及アンテナ事業	新規相談件数/年	21	20	20	22	22
	研修開催回数/年	15	14	15	15	15
障害者虐待防止対策支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有
成年後見制度普及啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有
かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業	累積受講者数	76	76	90	95	100
発達障害者支援体制整備事業	マネジャー配置数	3	3	4	4	4
	マネジャー支援延 件数	983	1034	1097	1115	1132
	自閉症センター相 談延件数	6711	7751	9001	9401	9801
	セミナー等開催回 数	1	0	2	2	2
	サポートファイル作 成数	361	375	430	435	440
	自立支援事業利用 者数	10	10	10	10	10
医療的ケア児等コーディネーター等養成研修等事業	研修開催回数/年	1	1	1	1	1
医療的ケア児等総合支援事業(重症心身障害児者等医療型短期入所コーディネート事業)【新設】	配置人数	2	2	2	2	2
	医療型短期入所事 業所数	4	4	4	4	4
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業【新設】	実施の有無	有	有	有	有	有
障害者ICTサポート総合支援事業【新設】	相談支援者数		28	50	50	50
	ボランティア養成者 数		2	4	4	4
重度訪問介護利用者の大学修学支援事業【新設】	利用者数		1	1	1	1



## 第5章 障害者施策を推進するための方策

次回中間案で提示

### 1 新型コロナウイルス感染症への対応【新設】

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、各施策における対応の方向性について記載します。

### 2 今後取り組むべき事項

障害者保健福祉計画後期計画期間（令和3年度～5年度）において、特に力を入れて取り組む施策について記載します。

### 3 推進体制

子育て支援・教育等の庁内関係部署や、福祉の担い手となる様々な主体と連携し、計画を推進していく旨を記載します。

また、仙台市障害者施策推進協議会における監視等の実施について記載します。

### 4 各主体の役割

計画を推進していく上での（1）～（5）の各主体の役割について記載します。

- （1）行政（仙台市）
- （2）障害者団体・事業所
- （3）企業
- （4）地域
- （5）市民

### 5 計画の普及・啓発

計画の普及・啓発にあたり、周知方法や情報保障の実施について記載します。

### 6 計画の達成状況の点検及び評価

到達目標、見込量及びその他の事業実績等について、仙台市障害者施策推進協議会における計画の監視等（監視・調査・分析・評価）を実施する旨を記載します。